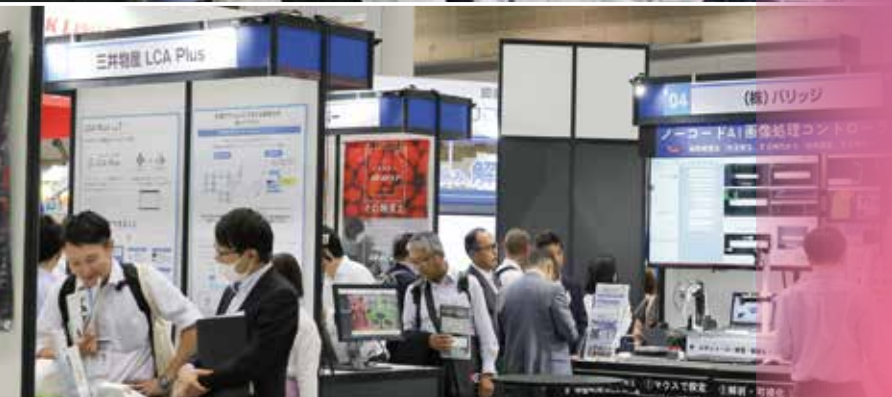
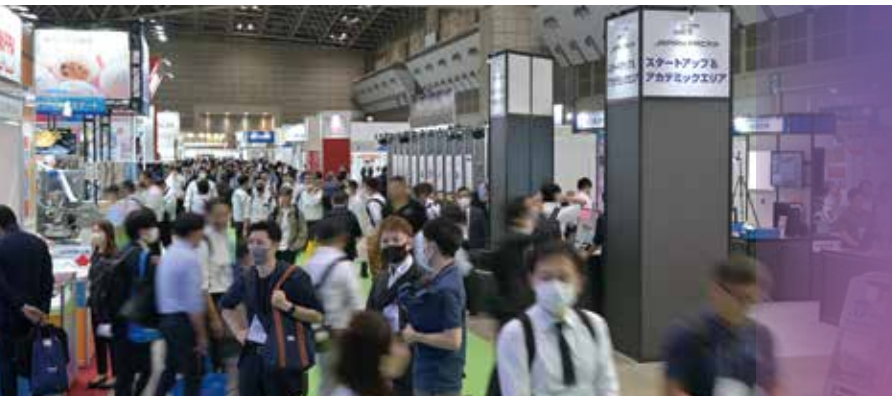


# Startup & Academic Area

スタートアップ&アカデミックエリア

## 出展のご案内

共創や協業、投資パートナーとのイノベーションを推進する「スタートアップ&アカデミックエリア」を開設します。



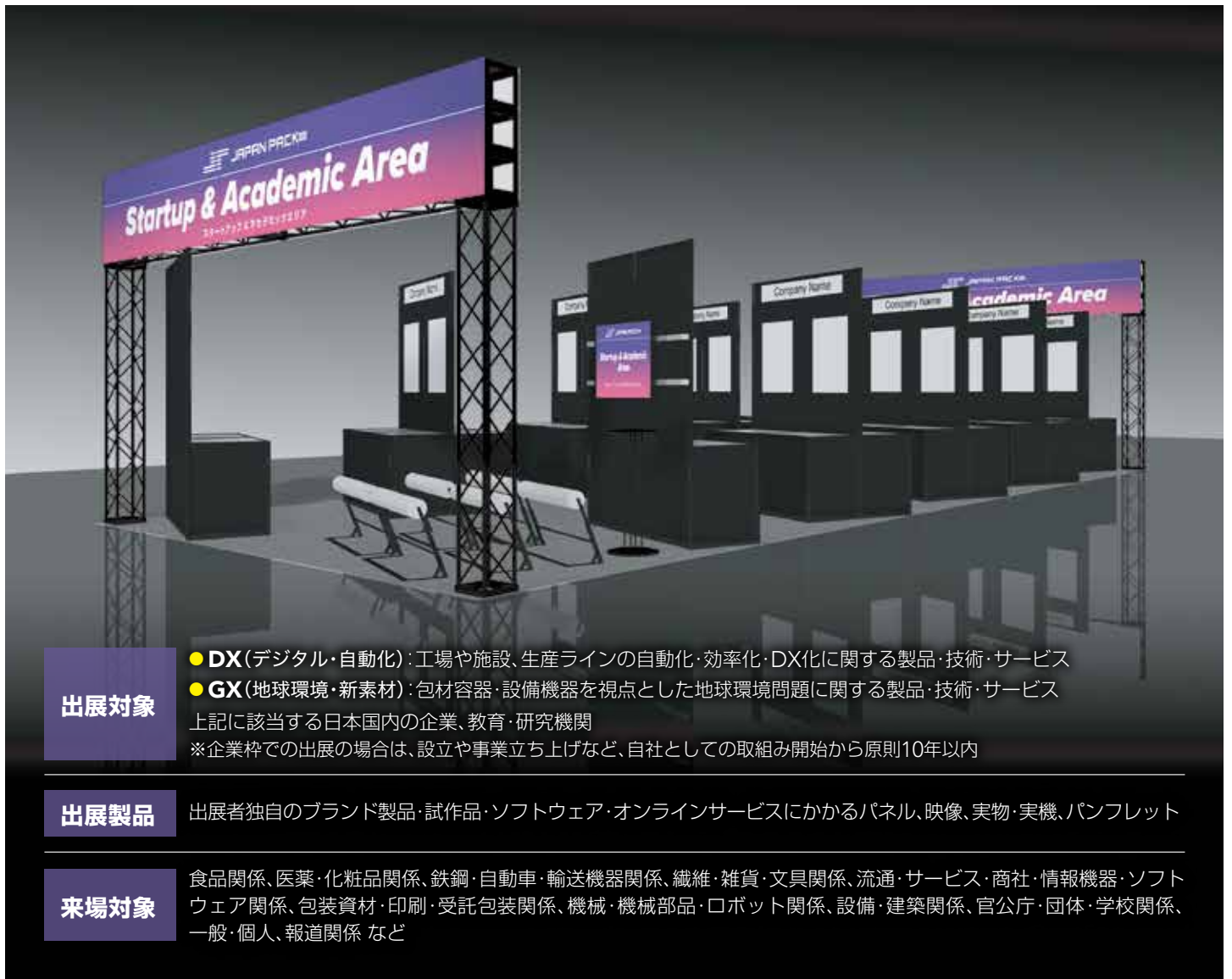
## 出展のメリット

- 1 先進的で統一感のある  
ブースレイアウト
- 2 スケールメリットをもった  
集客・訴求効果
- 3 コストと手続きを低減
- 4 展示と連動した  
ピッチによるアピール
- 5 時間や場所にとらわれない  
出展者ページでの発信

**2025.10.7 tue. - 10 fri. 10:00-17:00**

東京ビッグサイト 東展示棟内

主催：(一社) 日本包装機械工業会



### 出展対象

- **DX**(デジタル・自動化) : 工場や施設、生産ラインの自動化・効率化・DX化に関する製品・技術・サービス
  - **GX**(地球環境・新素材) : 包材容器・設備機器を視点とした地球環境問題に関する製品・技術・サービス
- 上記に該当する日本国内の企業、教育・研究機関  
 ※企業枠での出展の場合は、設立や事業立ち上げなど、自社としての取組み開始から原則10年以内

### 出展製品

出展者独自のブランド製品・試作品・ソフトウェア・オンラインサービスにかかるパネル、映像、実物・実機、パンフレット

### 来場対象

食品関係、医薬・化粧品関係、鉄鋼・自動車・輸送機器関係、繊維・雑貨・文具関係、流通・サービス・商社・情報機器・ソフトウェア関係、包装資材・印刷・受託包装関係、機械・機械部品・ロボット関係、設備・建築関係、官公庁・団体・学校関係、一般・個人、報道関係 など

## 出展料

1社・団体／機関あたり**120,000円**(税別)

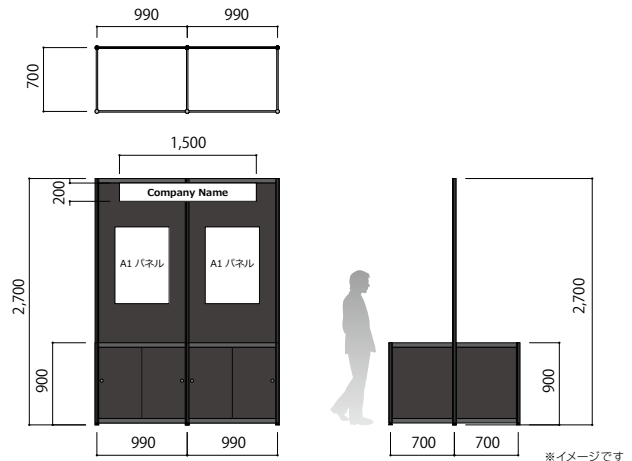
※1社・団体／機関あたり1ブース限りとします。

### 【出展料に含まれるもの】

- 出展スペース(W1,980mm×D700mm、H2,700mm)
- 社名板×1枚、収納付き展示台×2台、2口コンセント(100V)×1個、スポットライト×2個
- 共通装飾の設置・撤去に関わる費用
- 広告宣伝費(ポスター・案内状・ウェブ媒体等による当展全体の広報)
- 展示と連動したピッチ(20分予定)  
 ※ピッチ用の設備(映像機器、音響機器、演台、椅子)は当展にて手配。
- 当展公式サイト内に設置する“出展者ページ”の基本利用料金

### 【出展料に含まれないもの】

各出展者のパネル・映像制作および映像機器・設置に関わる費用など  
 ※搬入・搬出は、各出展者にてお願いいたします。



## 出展申込み

申込期間	2025年3月31日(月) まで ※締切日前でも定員になり次第締め切り
申込方法	スタートアップ&アカデミックエリア出展申込書に 必要事項をご記入のうえ、お申込みください。
定員	30社・団体／機関

## 今後のスケジュール(予定)

2025年3月31日(月)	出展申込締切
5月20日(火)・21日(水)	出展者説明会(5月20日:東京会場、5月21日:大阪会場)
5月下旬～9月下旬	出展準備 ※各種申込、個別装飾・備品発注等
9月上旬	来場事前登録／セミナー聴講登録開始
10月5日(日)～6日(月)	ブース装飾・展示品搬入
会期終了後～11日(土) 9:00	搬出撤去

# 出展規定

## 1. 出展申込受付期間

- 1 出展申込受付期間は、原則として2025年3月31日(月)までといたします。
- 2 出展申込受付期間中であっても、主催者が定める定員になった時点で申込受付を締切場合があります。

## 2. 出展申込方法および出展料の支払い

- 1 出展申込書(記入式PDF)に必要な事項を記入し、主催者に電子メールにてご送付ください。なお、郵送およびFAXでの送付は受け付けておりません。
- 2 JAPAN PACK 2025の出展(以下、本出展)との併用は可能ですが、本出展からの切り替えは、本出展の出展規定「1-5.出展申込の取消」に準ずることといたします。
- 3 主催者は、出展者に対して順次、出展料の請求書を発行いたします。出展者は、支払期日までに主催者指定の口座に出展料をご送金ください。同支払期日・主催者指定口座は請求書に記載されております。振込手数料は出展者がご負担ください。

## 3. 出展申込の取消

- 1 主催者が出展申込みの受理を通知した後、出展者が都合により出展申込みの全てまたは一部の取消を希望する場合、電子メール等の双方が記録を確認できる形式での任意書面による出展申込み取消通知を主催者に行う必要があります。
- 2 主催者が出展者からの出展申込み取消通知を受理しこれを承認した場合、出展者には次の出展解約料をお支払いいただけます。なお、解約料は2025年4月1日(火)から発生し、出展者からの出展申込み取消通知を主催者が受理した時点を金額算定の基準といたします。
  - 2025年4月1日(火)以降: 当該出展料総額の100%(消費税不課税)
- 3 出展申込みが取消された当該ブースは、主催者が適切と考える方法で使用できる権利を有するものとします。
- 4 主催者は、本展の会期前および会期中における本出展規定違反または出展申込書への虚偽記載が発覚した出展者の出展申込み/ブース割当を取り消しできるものといたします。また、本項目「3.出展申込の取消」により、当該者には出展解約料をお支払いいただけます。

## 4. 出展ブース位置の決定

出展者のブース位置は、申し込み時に選択された出展内容・対象ソリューションをもとに、主催者が決定いたします。

## 5. 第三者へのブースの貸与・転売の禁止

出展者は、有償無償にかかわらず、割り当てられたブースの一部または全部の、第三者への貸与・転売および出展者相互間での交換ができません。なお、主催者は、ブースの一部または全部の第三者への貸与・転売および出展者相互間での交換を行われた出展者のブース割当を取り消しできるものといたします。また、上記項目「3.出展申込の取消」により、ブース割当を取り消された当該出展者には解約料をお支払いいただけます。

## 6. 出展製品等の搬入および装飾施工/撤去

展示製品等の搬入および装飾施工は、以下の主催者通知期間内に行ってください。

- 施工・搬入: 2025年10月5日(日)-10月6日(月)
- 搬出・撤去: 2025年10月10日(金) 17:00-10月11日(土) 9:00

## 7. 火気・危険物の取扱い

- 1 展示会場内は裸火の使用・危険物の持込みが禁止されています。これを解除する場合は所轄消防署長への届出、承認が必要です。なお、持込量は危険物のブース内レイアウトや隣接小間の状況などにより制限があります。指定数量を超える内蔵油を使用する機械の実演はできません。
- 2 水素の持込みならびに使用した展示はできません。

## 8. 個人情報収集を主目的とした出展の禁止と個人情報保護法の順守

ブース内において出展者自身が取り扱う製品の展示や商品・サービスのPRをすることなく来場者の個人情報の収集を主目的とした出展を禁止いたします。また、来場者から個人情報を取得する際は、個人情報保護法の要件を満たしたうえで適切にご対応ください。

## 9. 製品デモ・プレゼンテーション

展示製品の実演や説明等の情報発信行為は、自ブース内でのみ可能です。自ブースの占有スペース範囲外における、来場者の強引なブースへの誘導行為、展示製品の実演(デモンストレーション)や説明、パンフレット類の配布、来場者勧誘、物品の販売等は禁止いたします。なお、展示製品の実演の際、出展者は来場者への十分な安全対策を講じてください。

## 10. 試食・試飲

自ブース内の実演で生じた食品を試食に提供する場合は、所轄保健所への申請および洗手所設置等、承認条件の順守が必要となります。なお、所轄保健所への申請は主催者が一括して行います。

## 11. 写真・ビデオ撮影や模写の禁止

当該出展者または主催者の許可を得ずに、同出展者の出展製品や造作物等の写真・ビデオ撮影や模写を行うことを禁止といたします。ただし、主催者が許可した公式記録撮影班(「公式記録撮影班」腕章着用)ならびに報道関係者(「報道関係者」腕章着用)が本展の会場全景および出展小間等の撮影を行う際は、可能な限りご協力をお願いいたします。

## 12. 知的財産権の保護・順守

出展者は、知的財産権(特許権・商標権等)の保護・順守に必要な措置を講じてください。

## 13. 損害責任

主催者は本展全般の管理・運営・保全に最善の注意を払いますが、下記の損害などにつきまして、一切の責任を負わないものといたします。

- 1 出展者またはその関係者がブースを使用することにより生じた、人身・物品などに対する傷害・損害など、もしくは出展者またはその関係者の不注意により会場内およびその周辺で生じた人身・物品などに対する傷害・損害など。
- 2 主催者が自然災害・感染症・事故・施設における不測の事態・その他の不可抗力により開催を困難と判断し、本展の会期変更・延期もしくは中止した場合に生じる出展者およびその関係者の損害、費用の増加、その他不利な事態など。
- 3 自然災害・交通機関の遅延・社会不安など不測の事態により生じる出展者およびその関係者の損害など。
- 4 本展に関するあらゆる媒体資料やデータなどに偶発的に生じた誤字・脱字など。

## 14. 開催の変更・中止

主催者は、以下のような状況が発生した場合には、本展会期の変更・延期もしくは開催を中止することがあります。

- 1 会場およびその周辺において、自然災害・感染症・事故等が発生し、開催が不適當であると判断した場合
  - 2 政府・自治体・施設のいずれかもしくはその全部から、本展開催に対する中止命令ないしそれに準じる要請があり、開催が不適當であると判断した場合
  - 3 その他、社会情勢や不可抗力事由により、開催が不適當であると判断した場合
- 上記①～③の状況により開催を中止した場合、お支払いいただいた出展料は、中止判断時点で必要経費を計算し、差し引いた残金から精算いたします。

## 15. 諸規定等の変更・追加

主催者は本展の規定等を変更することがあります。規定等の変更が生じた場合、主催者は速やかに出展者に通知いたします。

## 16. その他

その他の内容については「出展マニュアル」(2025年5月頃配布予定)に準ずることといたします。